

性能向上計画認定（容積率特例）の申請手数料  
（建築物省エネ法第29条、第30条、第31条関係）

## 1 認定申請手数料

## (1) 適合証等の提出がある場合

## ① 一戸建ての住宅：

床面積の合計	金額（円）
200㎡未満のもの	5,050
200㎡以上のもの	5,050

## ② 共同住宅等（建築物全体）：

床面積の合計	金額（円）
300㎡未満のもの	10,200
300㎡以上2,000㎡未満のもの	21,880
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	48,930
5,000㎡以上のもの	87,780

※建築物全体の申請で共用部分を計算しない場合は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計

## ③ 非住宅建築物（建築物全体）：

床面積の合計	金額（円）
300㎡未満のもの	10,200
300㎡以上1,000㎡未満のもの	17,880
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	29,250
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	87,780
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	138,930
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	174,720
25,000㎡以上のもの	218,930

## ④ 複合建築物（建築物全体、住宅全体、非住宅全体）：②+③

(2) 適合証等の提出がない場合

① 一戸建ての住宅：

床面積の合計	金額（円）		
	仕様基準	仕様・計算併用法	性能基準等
200㎡未満のもの	18,300	26,070	35,990
200㎡以上のもの	19,720	28,810	40,260

② 共同住宅等（建築物全体）：

床面積の合計	金額（円）		
	仕様基準	仕様・計算併用法	性能基準等
300㎡未満のもの	34,560	52,140	72,690
300㎡以上2,000㎡未満のもの	59,980	87,820	120,980
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	108,780	153,010	206,390
5,000㎡以上のもの	163,680	223,690	295,850

※建築物全体の申請で共用部分を計算しない場合は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計

③ 非住宅建築物（建築物全体）：

床面積の合計	金額（円）	
	モデル建物法	標準入力法等
300㎡未満のもの	95,040	248,400
300㎡以上1,000㎡未満のもの	121,040	311,560
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	158,930	402,070
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	257,880	573,650
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	336,820	707,330
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	405,230	835,740
25,000㎡以上のもの	474,710	953,640

④ 複合建築物（建築物全体、住宅全体、非住宅全体）：②+③

2 変更認定申請手数料

(1) 適合証等の提出がある場合

- 1 (1) ①～④に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 適合証等の提出がない場合

- 1 (2) ①～④に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 適合証等

- 適合証：登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類）
- 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書の写し（当該申請に係る計画が日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級5、6又は7（一戸建ての住宅以外の住宅については5）であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6であることを証するものに限り。）